



イリノイ州検事総長 – 憎悪犯罪に関するファクトシート

憎悪犯罪とは

憎悪犯罪とは、実際または認識されたアイデンティティのために個人や集団が標的とされる犯罪を指します。イリノイ州憎悪犯罪法は、人種や肌の色、宗教、ジェンダー、性的指向、身体的または精神的障がいにより標的となる人々を保護しています。

憎悪犯罪の例

イリノイ州の法律では、ある人物の実際または認識された人種、肌の色、出身国、信条、宗教、祖先、ジェンダー、性的指向、身体的または精神的障がいが動機となっている場合、以下のいずれでも憎悪犯罪となることがあります。

- 脅迫または暴行
- 窃盗
- 威迫（脅し）
- ストーカー行為やサイバーストーカーキング
- 電話、電子メールまたはソーシャルメディアによるハラスメント、または電話による卑猥なメッセージの送信
- 不法侵入または器物損壊
- 治安紊乱行為や集団暴力

憎悪犯罪に遭ったりそれを目撃したと思った時に、誰に連絡できますか？

法執行機関：

- 911または地域の警察署に連絡し、事件を通報します。
- それが憎悪犯罪だと考えた旨を具体的に伝えます。可能であれば、なぜそれが憎悪に基づく犯罪だと考えたのかを説明します。
- 法執行機関によっては、以下のように、憎悪犯罪の調査に特化した部署が存在します。
 - クック郡保安官の差別ホットライン（電話 773-674-HELP、または 773-674-4357）

イリノイ州検事総長：

- イリノイ州検事総長は、州を代表して、憎悪犯罪を犯した人物に対し民事訴訟を起こす場合があります。
- 憎悪を動機とする事件や差別を通報するには、イリノイ州検事総長の公民権ホットライン（877-581-3692）にご連絡ください。翻訳サービスを利用できます。

憎悪犯罪の被害に
遭った人が利用で
きる支援にはどの
ようなものがあり
ますか？

憎悪犯罪の被害者向けサービス：

- シカゴの居住者は、シカゴ市ヒューマンリレーションズ委員会（CCHR）の憎悪犯罪被害者支援に電話で相談できます（312-744-4874）。

CCHRは、憎悪犯罪の被害者向けに、警察への通報支援、法定審問への同伴を含むヘルプ、サポートおよび紹介サービスを提供しています。

- イリノイ州検事総長室の犯罪被害者補償プログラムでは、憎悪犯罪を含め、一部の犯罪被害者に対し金銭支援を提供することができます。

金銭支援は、ヘルプライン（800-228-3368）に電話するか、オンラインのフォーム（www.IllinoisAttorneyGeneral.gov/cvcapply）にアクセスして申請できます。

憎悪犯罪の標的とさ
れた可能性がある人
を対象とする法的支
援はありますか？

個人向けの法的支援：

- 憎悪犯罪の被害に遭った場合は、その犯罪を犯した人物に対し民事訴訟を起こす権利があります。
- 800-922-8757に電話するか、または<https://www.isba.org/public/illinoislawyerfinder>にアクセスすることにより、イリノイ州弁護士協会を通じて弁護士を探せます。
- 弁護士の費用を賄うことができない場合は、検事総長のウェブサイトで法律扶助のリソースを検索できます：
<https://illinoisattorneygeneral.gov/about/probono.html>

詳しくは、イリノイ州検事総長の公民権局にご連絡ください（877-581-3692）。翻訳サービスを利用できます。

イリノイ州検事総長

シカゴ
312-814-3000

スプリングフィールド
217-782-1090

カーボンデール
618-529-6400

TTY
(TTY) 800-964-3013

www.IllinoisAttorneyGeneral.gov